

平成22年度第11回 税制調査会後の記者会見録

日 時：平成22年11月18日（木）19時12分～

場 所：合同庁舎4号館11F 共用第1特別会議室

○記者

雇用促進税制についてお聞きします。

今回は、成長する企業を支援するという位置づけですけれども、この成長する企業の要件というものについてイメージされているものがおありなのか、例えば当該企業が2期連続で2桁増益をしているとか、そういった成長の定義というものをどのようにお考えになってますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

雇用を増やせる企業が成長している企業です。その他のことは、余り考えておりません。

ただし、雇用を増やしたといっても、給与を半分にして、それを2人でシェアしたということでは増やしたことになりませんので、数を増やす、率も増える、それから給与総額も増えるということでないといけないとは思っております。

○記者

先ほど文科省からもアピールがありましたけれども、この雇用促進税制に当たって、大学卒業後かなり就職の厳しい状況を踏まえて、例えば大学卒業後3年を新卒者と位置づけて、こうした年齢層の人を雇った場合には更に配慮するとか、現下の情勢に応じた配慮ということについては、現時点でお考えになられてますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

現時点では、そうした議論になっておりません。

○記者

確認ですけれども、人数、給与総額、率というのは、これは「Or」ではなくて「And」という条件ということですか。

○五十嵐財務副大臣

そうです。

○記者

雇用促進税制でお伺いしたいのですが、企業側から見た場合に、今、企業というのは効率化、成長するために固定費である人件費を減らすということもしていると思うのですが、そうすると、雇用を増やしたときに、彼らが進めている効率化よりも更にインセンティブがないと、この税制というのは使いにくいと思うのですが、その観点から、一定規模というのはどういう基準で置くのでしょうか。

○尾立財務大臣政務官

いろいろな業種によって、労働集約型なところとそうではないところがあるかと

思います。例えば介護や医療の分野、また我々がヒアリングしたオンラインゲーム関係とか、ある意味労働集約的なところは税制の対象に入りやすいのではないかと思います。

○記者

どちらかというところ、大企業製造業というよりは、新しいところといったイメージということでよろしいですか。

○尾立財務大臣政務官

いや、そういう業種を絞ることは、今、全く考えておりません。座長が申し上げたように。

○記者

納税環境整備についてお伺いしたいのですが、昭和 37 年以来の最大級の改正だというのは、ある意味画期的な半面、それまでの間、放置してきたとも言えるのではないかと思います。なぜ今までこれだけのものを放置されてきたのかについて、どのように見ていらっしゃるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

納税者の権利を守らなければいけないという意識が、私どもの党、政権には非常に強いということだと思います。昨年の総選挙まで、この面については納税者権利憲章を作ろうということで、かなり詰めた議論がなされてきておりました。その結果を踏まえて、この 1 年間、更に討議を重ねてここまでに至ったということだと思っております。

○記者

つまり、自民党ではマインドがなかったけれども、民主党政権になってようやく変えることができたという解釈でいいですか。

○五十嵐財務副大臣

そういうことでございます。

○記者

名前について、国税通則法を変える名前の候補がもし幾つかあれば教えてください。

○五十嵐財務副大臣

幾つかあります。私が提案したものもありますし、峰崎参与が提案されている案もありまして、まだ法制局と話をしておりませんので、どうなるか分かりません。納税者の権利という言葉を入れたいということです。

法制局は、当初、「憲章」という言葉は日本の法体系の中にないということをおっしゃっていましたが、でも、「憲章」という言葉を入れたいということで強く主張しているところでございます。

○記者

雇用促進税制の財源の話ですが、先ほどもペイ・アズ・ユー・ゴーでということだ

ったのですが、基本的にはまずは厚労省で考えていただくところからスタートするという理解でよろしいでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

厚労省案を基にやるということが決まっているということでございます。今、厚労省の方で補足的な調査をしていると認識しております。

○記者

雇用促進税制の減収の規模というのは、どれぐらいを考えておられるのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

かなりの額になると思いますが、まだ確定できていません。というのは、調査が済んでないので分からないということですが、そんな小さなもの、そんなというのは相対的なものですが、そうは小さくならないだろうと思います。

○記者

1,000億円とかのオーダーになるという感じなのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

その辺りの確定はまだできません。

○尾立財務大臣政務官

まだ条件も全く決めておりません。今おっしゃった特別調査、労働力調査をやっている最中なので、それを見ながら決めていくということです。

○記者

納税環境整備は25日に最終的な報告ということでしたが、こちらの雇用についてはいつごろを念頭に置かれてますでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

まだ、厚労省の最終的な、具体的な案が出てないわけですから、すぐにまとまるという状況ではありません。ですから、PTをまだ複数回やらなければいけないと思いますので、少しお時間をちょうだいすると思います。今のところは未定でございます。

○記者

先ほど財源について、法人税の財源と食い合いになるのではないかという指摘もありましたが、実際、この雇用税制の規模が決まるのも、法人税の規模が決まることと、ある意味、見合いになってきたりするのでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

法人税は、もし要求どおりとなれば、1兆4,000億円から2兆1,000億円ですので、明らかに比較にならないほどの大きい数字だと思いますから、法人税と食い合いになるという発想は少しどうかと思います。

○記者

関連ですけれども、規模は違うとは言いながら対象が法人税ということで、無関係に議論できないと思うのですが、法人税の議論は、今、見ているところ、なかなかま

とまりそうもないのですが、それに応じてずれ込むということがあり得るのかについて改めて教えてください。

○五十嵐財務副大臣

こちらをやればこちらはできないという問題はないということとは言えると思います。両立はし得るものだとは思いますが、ただ、それは財源をどう確保できるかということにも関わりますので、全体としてどのような財源を確保できるのかを見ないといけないという問題は無関係ではないということ、そのとおりであると思います。

○記者

細かい部分ですが、障害者雇用のところで割増償却制度を使うと書いているのですが、多様な障害者の雇用の確保を図るという観点から言いますと、業種が限定されてしまい、第3次産業などはむしろ逆に制約になるのではないかという疑問が生まれるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○五十嵐財務副大臣

障害者の制度については対象を拡大しようという方向で検討していて、今のところはその方向で行いたいと思っておりますが、新たに代わるような知恵は今のところ出てきていないという現状でございます。

○尾立財務大臣政務官

障害者だけということになるのですが、新規雇用という意味では別に除外されているわけではございませんので、そちらで雇用していただければその分は減税になるということであると思います。

[閉会]